

第19講 【21 自白の証拠能力(2)】

第1 Xの自白から得られた覚せい剤について

1 本件における覚せい剤は、Xの自白を端緒に発見されたものである。端緒となったXの自白は、KがXに対して自白をすれば不起訴にする旨の説得をした結果なされたものであり、任意性に疑いのある自白であることが窺われる。このように任意性に疑いのある自白を端緒に発見された証拠物の証拠能力をいかに解するか。不任意自白に由来する派生証拠について排除法則による排除の対象となるかが問題となる。

そこで、本件Xの自白が任意になされたものといえるかを検討し、その上で派生証拠たる覚せい剤の証拠能力をいかに解するべきかを検討する。

2 Xの自白の任意性

(1) 憲法38条2項及びこれを受けた刑事訴訟法(以下法名省略)319条1項は、強制・拷問等の一定の場合における自白の証拠能力を否定している。

本件自白は、警察官Kによる不起訴の約束の結果されており、強制・拷問等にはあたらないが、「任意にされたものでない疑いのある自白」として、319条1項によって証拠能力が否定されないかが問題となる。

(2) 319条1項の趣旨は、任意性に疑いのある自白は、類型的に虚偽の蓋然性が高く、証拠として用いると誤判が生じるおそれがあることから、これを防止する点にある。よって、任意性に疑いがある自白か否かは、約束等によって被疑者が心理的強制または影響を受け、虚偽自白を誘発するおそれがある状況であったか否か、で判断すべきである。具体的には、①自白採取者による利益誘導の有無、②利益誘導による被疑者への心理的影響の程度、③心理的影響に照らし類型的に虚偽自白をするおそれの有無、④かかるおそれのある状況下で自白がなされたこと(因果関係)、によるべきである。

(3) これを本件についてみると、Kは、Xに対し「不起訴にする」と具体的かつ直接的に説得しているため、Kはその意思に基づいて利益供与を働きかけている。よって、自白採取者による利益誘導が認められる。そして、通常一般人において、訴追裁量権が警察にあるのか検察にあるのかは判断が困難な事情である。よってXが、警察官が検察官に影響力を行使して不起訴にできるものだと考えることも十分に考えられる。そして、不起訴は本件刑事手続からの解放を意味するため、これを提示されたXへの心理的影響は多大であったといえる。このように、Xが、上記不起訴の約束の結果、Kに迎合して、Kの意向に沿う形で自白した蓋然性は類型的に高いものと評価できる。また、本件において、利益誘導と本件自白の間には因果関係が認められ、これが遮断されたというような事情もない。

(4) 以上より、本件自白は、任意性に疑いのある自白に該当する。

3 覚せい剤の証拠能力

1 それでは、任意性に疑いのある自白によって得られた証拠(派生証拠)に証拠能力が認められるか。

2 (1) 319条1項の趣旨は、不任意自白は、類型的に虚偽の蓋然性が高く、証拠として用いると誤判が生じるおそれがあり、これを防止する点にある。そうだとすれば、証拠物はその内容が虚偽であることはなく誤判のおそれが生じない。よって、証拠物に対しては、319条1項の趣旨は及ばず、319条1項の効力が派生証拠にまで及ぶことはないのが原則である。もっとも、当該派生証拠が、自白と一体と評価しうるほどの強い結びつきがある場合には、例外的に319条1項の効力が派生証拠にまで及び、証拠能力が否定されると考える。なぜなら、この場合、派生証拠は、自白内容を前提としてのみ要証事実との関連性が肯定されるといえ、自白の証拠能力が否定される結果、その前提を失い、関連性が否定されて証拠能力が否定されるといえるからである。

(2) これを本件についてみると、本件における派生証拠は覚せい剤であり、自白と一体と評価できるほどの強い結びつきがあるとは到底いえない。

(3) よって、本件覚せい剤の証拠能力は否定されない。

3 以上より、裁判所は本件覚せい剤を証拠として採用することができる。

第2 Xの検察官に対する自白について

1 本件において、Xは、検察官Pに対しても、Kに対してした内容と同様の自白をしている。このように、任意性に疑いがあると評価される自白と同内容の自白が別の手続においてもなされている場合(反復自白)に、かかる自白調書に証拠能力が認められるか。法319条1項は任意性を欠く自白の証拠能力を否定するが、反復自白がなされている場合をいかに解するかが問題となる。

2 (1) 319条1項の趣旨は、不任意自白は、典型的に虚偽の蓋然性が高く、証拠として用いると誤判が生じるおそれがあり、これを防止する点にある。そうだとすれば、反復自白についてもかかる趣旨が妥当するため、任意性の有無は、被疑者が心理的強制または影響を受け、虚偽自白を誘発するおそれがある状況であったか否か、で判断すべきである。具体的には、第1自白の際に受けた心理的強制または影響が、第2自白の際にも残存していたか否かによって判断すべきである。その際の判断要素としては、取調官の異同、取調べの時間的間隔・場所的接近性、弁護人との接見の有無、影響を遮断するような特段の措置の有無によるべきである。

(2) これを本件についてみると、Pは検察官であるが、Kと同様、捜査機関であることには変わらない。また、具体的事情が明らかでないが、仮に両取調べの日時や場所が比較的近かったものとする。さらに本件において両取調べの間に弁護人との接見があったとの事実もない。加えて、Pは、Xにおける心理的影響を遮断するような特段の措置も採っていない。

以上より、Xにおいて、第1自白の際に受けた心理的影響が残存していたと評価できる。

(3) よって、本件反復自白は、任意性に疑いがある自白として、証拠能力が否定される。

以上より、裁判所は本件反復自白を証拠として採用することができない。

以上